

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第2条 教育長に対しては、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

（給料）

第3条 教育長の給料の額は、月額810,000円とする。

（地域手当）

第4条 教育長の地域手当の月額は、給料月額に100分の12を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第5条 教育長の通勤手当の支給については、一般職の例による。

（期末手当）

第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

（退職手当）

第7条 教育長の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその

者の在職月数を乗じて得た額に100分の30を乗じて得た額とする。

2 前項の退職手当の支給は、教育長の任期ごとに行う。

3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。

（給与の支給方法）

第8条 この条例に規定する給与の支給方法は、一般職の例による。

（旅費）

第9条 教育長が公務のため旅行するときは、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表に規定する特等級として、同条例により旅費を支給する。

（勤務時間その他の勤務条件）

第10条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、この条例又は他の条例で別に定めるもののほか、一般職の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（川崎市教育長の給与等に関する条例の廃止）

2 川崎市教育長の給与等に関する条例（昭和28年川崎市条例第4号）は、廃止する。

（川崎市教育長の給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法

附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間における教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、なお従前の例による。

(川崎市職員退職年金条例の一部改正)

- 4 川崎市退職年金条例（昭和29年川崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「、川崎市教育長の給与等に関する条例（昭和28年川崎市条例第4号）第2条」を削る。

(川崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

- 5 川崎市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「教育長及び」を削る。

(川崎市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正後の川崎市職員退職手当支給条例第2条第7号の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間に退職した教育長に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

新設	現行
<p>○川崎市教育長の<u>給与、勤務時間その他の勤務条件</u>に関する条例 平成27年 月 日条例第 号</p>	<p>○川崎市教育長の<u>給与等</u>に関する条例 昭和28年2月20日条例第4号</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件<u>に関し必要な事項を定めるもの</u>とする。</p>	<p>第1条 この条例は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件<u>を定めることを目的</u>とする。</p>
<p><u>(給与)</u></p> <p>第2条 教育長に対しては、<u>給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料の額は、月額 円とする。</p>	<p>(給料)</p>
<p>(地域手当)</p> <p>第4条 教育長の<u>地域手当の月額</u>は、<u>給料月額に100分の12を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>第2条 教育長の給料月額は、<u>川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の行政職給料表（1）（別表第1）の中より教育委員会が、これを定め同条例により支給する。</u></p>
<p><u>(通勤手当)</u></p> <p>第5条 教育長の通勤手当の支給については、<u>一般職の例による。</u></p>	<p>(諸手当)</p> <p>第3条 教育長の<u>諸手当</u>は、<u>川崎市職員の給与に関する条例に準じこれを支給する。</u></p>
<p><u>(期末手当)</u></p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例</u></p>	

新設	現行
<p><u>による。</u> <u>(退職手当)</u></p> <p><u>第7条 教育長の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に100分の30を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>2 前項の退職手当の支給は、教育長の任期ごとに行う。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</u> <u>(給与の支給方法)</u></p> <p><u>第8条 この条例に規定する給与の支給方法は、一般職の例による。</u> <u>(旅費)</u></p> <p><u>第9条 教育長が公務のため旅行するときは、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表に規定する特等級として、同条例により旅費を支給する。</u> <u>(勤務時間その他の勤務条件)</u></p> <p><u>第10条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、この条例又は他の条例で別に定めるもののほか、一般職の例による。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設) (旅費)</p> <p><u>第4条 教育長が公務のため出張する場合の旅費額は、川崎市旅費支給条例の別表中より教育委員会が、これを定め同条例により支給する。</u> <u>(勤務時間その他の勤務条件)</u></p> <p><u>第5条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、特別の定めがある場合のほか、市職員の例による。</u></p>

川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員退職年金条例 昭和29年12月27日条例第39号</p> <p>(第1条～第11条 略)</p> <p>(給料月額及び給料年額)</p> <p>第12条 給付の額の計算の基礎となる給料年額は、退職した日（死亡した場合はその死亡した日）における給料月額の12倍に相当する金額とし、給料月額とは、退職した日における給料の月額とする。</p> <p>2 前項の給料月額とは、川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）第4条、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）第3条、川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）第3条に規定する給料をいう。</p> <p>(第13条以下 略)</p>	<p>○川崎市職員退職年金条例 昭和29年12月27日条例第39号</p> <p>(第1条～第11条 略)</p> <p>(給料月額及び給料年額)</p> <p>第12条 給付の額の計算の基礎となる給料年額は、退職した日（死亡した場合はその死亡した日）における給料月額の12倍に相当する金額とし、給料月額とは、退職した日における給料の月額とする。</p> <p>2 前項の給料月額とは、川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）第4条、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）第3条、<u>川崎市教育長の給与等に関する条例（昭和28年川崎市条例第4号）第2条</u>、川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）第3条に規定する給料をいう。</p> <p>(第13条以下 略)</p>

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員</p> <p>(2) 本市が経営する地方公営企業の管理者（上下水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）及び職員</p> <p>(3) 監査委員の事務を補助する職員</p> <p>(4) 市議会の職員</p> <p>(5) 選挙管理委員会の職員</p> <p>(6) 人事委員会の職員</p> <p>(7) 教育委員会の所管に属する市費支弁の職員</p> <p>(8) 農業委員会の職員</p> <p>(9) 消防長及び消防職員</p> <p>(第3条以下 略)</p>	<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員</p> <p>(2) 本市が経営する地方公営企業の管理者（上下水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）及び職員</p> <p>(3) 監査委員の事務を補助する職員</p> <p>(4) 市議会の職員</p> <p>(5) 選挙管理委員会の職員</p> <p>(6) 人事委員会の職員</p> <p>(7) <b>教育長及び</b>教育委員会の所管に属する市費支弁の職員</p> <p>(8) 農業委員会の職員</p> <p>(9) 消防長及び消防職員</p> <p>(第3条以下 略)</p>